

大分大学地域経済社会教育開発センター規程

令和 7 年 3 月 2 4 日 制定
令和 7 年 規 程 第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大分大学学則（平成 1 6 年規則第 8 号）第 5 条の 6 第 2 項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）において、社会科学的アプローチにより地域のコミュニティ再生を軸にした地域経済社会を再生する教育を実践することを目的として設置する、大分大学地域経済社会教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) コミュニティ再生のための教育プログラムの開発に関すること。
- (2) 地域と連携した地域人材育成に関すること。
- (3) 地域の課題解決事業の展開及び社会実装に関すること。
- (4) 教育プログラム修了者への顕彰に関すること。
- (5) その他センターの組織及び運営に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 地域研究・教育開発部門
- (2) 地域連携部門
- (3) 社会実装部門
- (4) 認証部門

(構成)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 主担当の教員
- (4) 兼担の教員
- (5) その他学長が必要と認める職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、本学の教員のうちから学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第 6 条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

- 2 センター次長は、本学の教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 センター次長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター次長に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第 7 条 センターの円滑な運営を図るため大分大学経済社会教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。